

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年6月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200825号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300053号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年7月25日の標準賞与額を35万3,000円、同年12月22日の標準賞与額を32万円、平成21年7月27日の標準賞与額を37万1,000円及び同年12月22日の標準賞与額を26万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

平成20年7月25日、同年12月22日、平成21年7月27日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月25日、同年12月22日、平成21年7月27日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月  
② 平成20年12月  
③ 平成21年7月  
④ 平成21年12月

年金事務所からのお知らせにより、請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録が漏れていることに気付いた。預金通帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者から提出された預金通帳、並びにA社の複数の同僚に係る給与台帳、賞与台帳、預金通帳及び預金取引明細表(以下「同僚の給与台帳等」という。)から、請求者は当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、請求者の預金通帳及び同僚の給与台帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 35 万 3,000 円、請求期間②は 32 万円、請求期間③は 37 万 1,000 円、請求期間④は 26 万 3,000 円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、請求者の預金通帳及び同僚の給与台帳等により確認できる振込日から、請求期間①は平成 20 年 7 月 25 日、請求期間②は同年 12 月 22 日、請求期間③は平成 21 年 7 月 27 日、請求期間④は同年 12 月 22 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 7 月 25 日、同年 12 月 22 日、平成 21 年 7 月 27 日及び同年 12 月 22 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300011号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300054号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年7月14日の標準賞与額を44万円、令和元年12月13日の標準賞与額を41万円に訂正することが必要である。

平成29年7月14日及び令和元年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月14日及び令和元年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年7月14日  
② 令和元年12月13日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間①及び②に支払われた賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①及び②に係る賞与集計表により、請求者は、当該期間に同社から賞与(請求期間①は44万円、請求期間②は41万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は44万円、請求期間②は41万円)に基づく厚生年金保険料(請求期間①は4万円、請求期間②は3万7,515円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年7月14日及び令和元年12月13日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年1月31日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成29年7月14日及び令和元年12月13日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚

生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。